

## 所得税における負担調整の内訳の国際比較 (単身・平均給与)

(2015年1月現在)

- 給与収入に係る税負担額は、①所得控除、③ゼロ税率及び④税額控除といった制度によって調整(合算分割課税は適用なし)。  
○ 一定の給与収入額を前提とした場合、これらの調整措置による効果(軽減額)が具体的にどのような控除等により構成されているか、その内訳を主要諸外国と比較したもの。

	給与収入	① 所得控除				③ ゼロ税率	④ 税額控除		合計
		給与所得 概算控除等 (注1)	概算控除	基礎控除	社会保険料 控除		基礎控除	その他	
日本	488万円	72.1%(注2) (給与所得控除)	—	9.6%	18.3%	—	—	—	100%
アメリカ	5.0万ドル (581万円)	—	61.2%	38.8%	—	—	—	—	100%
イギリス	3.6万ポンド (652万円)	—	—	100%	—	—	—	—	100%
ドイツ	4.6万ユーロ (666万円)	11.5% (被用者控除)	0.4%	—	52.0%	36.0%	—	—	100%
フランス	3.7万ユーロ (543万円)	20.5% (概算控除)	—	—	48.8%	30.7%	—	—	100%
カナダ	4.9万ドル (510万円)	—	—	—	—	—	72.2%	27.8%	100%
スウェーデン	41万SEK (653万円)	—	—	—	—	100%	—	—	100%
オランダ	4.9万ユーロ (708万円)	—	—	—	—	—	40.8%	59.2%	100%

- (注) 1. 給与について経費を概算で控除するものを対象としているが、概算ではなく(または概算と選択制で)実額で控除することができる国も存在する点に留意が必要。  
2. 給与所得控除等の所得計算上の控除は、他の所得控除よりも先に適用されるため、より高い税率のブラケットに係る負担を軽減することとなる。仮に、こうした順番を勘案せず、それぞれの所得控除がその所得控除額に応じて比例的に税負担を軽減するものとして計算した場合には、日本の「給与所得概算控除等」に係る割合は、57.8%となる。
- (備考) 1. 用いている給与収入の額は、OECD「Taxing Wages 2015」に掲載された平均給与額。  
2. 邦貨換算レートは、1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円、1カナダドル(ドル)=103円、1スウェーデン・クローネ(SEK)=16円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:2015年1月中適用)。  
3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

## 所得税における負担調整の内訳の国際比較 (単身・平均給与)

(2015年1月現在)

○ 前頁の国際比較について、調整措置の効果を「給与所得のみに適用される控除」と「勤労所得等に広く適用される控除等 (= それ以外の軽減措置)」で分類すると、我が国は「給与所得のみに適用される控除」の割合が大きい。

(注1) なお、ここでは、給与について経費を概算で控除するものを対象としているが、概算ではなく(または概算と選択制で)実額で経費を控除することができる国も存在する点に留意が必要。

(注2) 給与所得控除等の所得計算上の控除は、他の所得控除よりも先に適用されるため、より高い税率のブラケットに係る負担を軽減することとなる。仮に、こうした順番を勘案せず、それぞれの所得控除がその所得控除額に応じて比例的に税負担を軽減するものとして計算した場合には、日本の「給与所得のみに適用される控除」の割合は、57.8%となる。

	給与所得のみに適用される控除(注1)	勤労所得等に広く適用される控除等
日本	72.1%(注2)	27.9%
アメリカ		100.0%
イギリス		100.0%
ドイツ	11.5%	88.5%
フランス	20.5%	79.5%
カナダ		100.0%
スウェーデン		100.0%
オランダ		100.0%

(備考) 1. 用いている給与収入の額は、OECD “Taxing Wages 2015”に掲載された平均給与額。

2. 社会保険料控除を考慮しない場合、「給与所得のみに適用される控除」の割合は、日本87.2%、ドイツ23.8%、フランス40.1%となる。

# 所得税における負担調整の内訳の国際比較 (夫婦2人・平均給与)

(2015年1月現在)

- 給与収入に係る税負担額は、①所得控除、②合算分割課税、③ゼロ税率及び④税額控除といった制度によって調整。  
 ○ 一定の給与収入額を前提とした場合、これらの調整措置による効果(軽減額)が具体的にどのような控除等により構成されているか、その内訳を主要諸外国と比較したもの。

	給与収入	① 所得控除						② 合算分割課税	③ ゼロ税率	④ 税額控除				合計
		給与所得概算控除等(注1)	概算控除	基礎控除	配偶者控除	児童扶養控除	社会保険料控除			基礎控除	配偶者控除	児童扶養控除	その他	
日本	488万円	60.0%(注2) (給与所得控除)	—	6.1%	6.1%	16.2%	11.7%	—	—	—	—	—	—	100%
アメリカ	5.0万ドル (581万円)	—	18.6%	23.6%	—	23.6%	—	20.1%	—	—	—	14.3%	—	100%
イギリス	3.6万ポンド (652万円)	—	—	100%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100%
ドイツ	4.6万ユーロ (666万円)	5.1% (被用者控除)	0.3%	—	—	—	28.9%	49.6%	16.1%	—	—	—	—	100%
フランス	3.7万ユーロ (543万円)	13.1% (概算控除)	—	—	—	—	31.1%	36.4%	19.5%	—	—	—	—	100%
カナダ	4.9万ドル (510万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	41.9%	41.9%	—	16.1%	100%
スウェーデン	41万SEK (653万円)	—	—	—	—	—	—	—	100%	—	—	—	—	100%
オランダ	4.9万ユーロ (708万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	40.8%	—	—	59.2%	100%

(注) 1. 給与について経費を概算で控除するものを対象としているが、概算ではなく(または概算と選択制で)実額で控除することができる国も存在する点に留意が必要。  
 2. 給与所得控除等の所得計算上の控除は、他の所得控除よりも先に適用されるため、より高い税率のブラケットに係る負担を軽減することとなる。仮に、こうした順番を勘案せず、それぞれの所得控除がその所得控除額に応じて比例的に税負担を軽減するものとして計算した場合には、日本の「給与所得概算控除等」に係る割合は、37.8%となる。  
 (備考) 1. 用いている給与収入の額は、OECD "Taxing Wages 2015"に掲載された平均給与額。夫婦2人の世帯(専業主婦、就学中の19歳及び16歳)を想定。  
 2. 邦貨換算レートは、1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円、1カナダドル(Cドル)=103円、1スウェーデン・クローネ(SEK)=16円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:2015年1月中適用)。  
 3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

## 所得税における負担調整の内訳の国際比較 (夫婦2人・平均給与)

(2015年1月現在)

○ 前頁の国際比較について、調整措置の効果を「給与所得のみに適用される控除」と「勤労所得等に広く適用される控除等 (= それ以外の軽減措置)」で分類すると、我が国は「給与所得のみに適用される控除」の割合が大きい。

(注1) なお、ここでは、給与について経費を概算で控除するものを対象としているが、概算ではなく(または概算と選択制で)実額で経費を控除することができる国も存在する点に留意が必要。

(注2) 給与所得控除等の所得計算上の控除は、他の所得控除よりも先に適用されるため、より高い税率のブラケットに係る負担を軽減することとなる。仮に、こうした順番を勘案せず、それぞれの所得控除がその所得控除額に応じて比例的に税負担を軽減するものとして計算した場合には、日本の「給与所得のみに適用される控除」の割合は、37.8%となる。

	給与所得のみに適用される控除(注1)	勤労所得等に広く適用される控除等
日本	60.0%(注2)	40.0%
アメリカ		100.0%
イギリス		100.0%
ドイツ	5.1%	94.9%
フランス	13.1%	86.9%
カナダ		100.0%
スウェーデン		100.0%
オランダ		100.0%

(備考) 用いている給与収入の額は、OECD “Taxing Wages 2015”に掲載された平均給与額。夫婦2人の世帯(専業主婦、就学中の19歳及び16歳)を想定。